

町田市介護保険条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和6年(2024年)2月22日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

町田市介護保険条例の一部を改正する条例

町田市介護保険条例（平成12年3月町田市条例第33号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の下線を付した部分について改正する。

改正後	改正前
<p>(保険料率)</p> <p>第9条 <u>令和6年度から令和8年度</u>までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 令第39条第1項第1号に掲げる者 <u>3万2,900円</u></p> <p>(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 <u>4万1,600円</u></p> <p>(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 <u>5万円</u></p> <p>(4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 <u>5万6,100円</u></p> <p>(5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 <u>7万2,400円</u></p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者 <u>7万7,900円</u></p> <p>ア 略</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）、次号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ、<u>第14号イ、第15号イ、第16号イ、第17号イ又は第18号イ</u>に該当する者を除く。）</p> <p>(7) 次のいずれかに該当する者 <u>8万8,700円</u></p> <p>ア 略</p>	<p>(保険料率)</p> <p>第9条 <u>令和3年度から令和5年度</u>までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 令第39条第1項第1号に掲げる者 <u>3万4,500円</u></p> <p>(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 <u>4万3,100円</u></p> <p>(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 <u>5万1,700円</u></p> <p>(4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 <u>5万3,400円</u></p> <p>(5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 <u>6万9,000円</u></p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者 <u>7万4,100円</u></p> <p>ア 略</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）、次号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ<u>又は第14号イ</u>に該当する者を除く。）</p> <p>(7) 次のいずれかに該当する者 <u>8万4,500円</u></p> <p>ア 略</p>

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）、次号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ、第15号イ、第16号イ、第17号イ又は第18号イに該当する者を除く。）

(8) 次のいずれかに該当する者 10万1,400円

ア 略

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）、次号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ、第15号イ、第16号イ、第17号イ又は第18号イに該当する者を除く。）

(9) 次のいずれかに該当する者 11万5,900円

ア 合計所得金額が300万円以上400万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）、次号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ、第15号イ、第16号イ、第17号イ又は第18号イに該当する者を除く。）

(10) 次のいずれかに該当する者 12万6,800円

ア 合計所得金額が400万円以上500万円未満であり、かつ、前各号のいずれ

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）、次号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ 又は第14号イに該当する者を除く。）

(8) 次のいずれかに該当する者 9万6,600円

ア 略

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）、次号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ 又は第14号イに該当する者を除く。）

(9) 次のいずれかに該当する者 11万400円

ア 合計所得金額が300万円以上500万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）、次号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ 又は第14号イに該当する者を除く。）

にも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される  
保険料額についてこの号の区分による額  
を適用されたならば保護を必要としない  
状態となるもの（令第39条第1項第1  
号イ（（1）に係る部分を除く。）、次  
号イ、第12号イ、第13号イ、第14  
号イ、第15号イ、第16号イ、第17  
号イ又は第18号イに該当する者を除  
く。）

(11) 次のいずれかに該当する者 13万7,  
700円

ア 合計所得金額が500万円以上600  
万円未満であり、かつ、前各号のいずれ  
にも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される  
保険料額についてこの号の区分による額  
を適用されたならば保護を必要としない  
状態となるもの（令第39条第1項第1  
号イ（（1）に係る部分を除く。）、次  
号イ、第13号イ、第14号イ、第15  
号イ、第16号イ、第17号イ又は第1  
8号イに該当する者を除く。）

(12) 次のいずれかに該当する者 14万8,  
500円

ア 合計所得金額が600万円以上700  
万円未満であり、かつ、前各号のいずれ  
にも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される  
保険料額についてこの号の区分による額  
を適用されたならば保護を必要としない  
状態となるもの（令第39条第1項第1  
号イ（（1）に係る部分を除く。）、次  
号イ、第14号イ、第15号イ、第16  
号イ、第17号イ又は第18号イに該当  
する者を除く。）

(13) 次のいずれかに該当する者 15万9,  
400円

ア 合計所得金額が700万円以上800

(10) 次のいずれかに該当する者 12万4,  
200円

ア 合計所得金額が500万円以上700  
万円未満であり、かつ、前各号のいずれ  
にも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される  
保険料額についてこの号の区分による額  
を適用されたならば保護を必要としない  
状態となるもの（令第39条第1項第1  
号イ（（1）に係る部分を除く。）、次  
号イ、第12号イ、第13号イ又は第1  
4号イに該当する者を除く。）

(11) 次のいずれかに該当する者 13万8,  
000円

ア 合計所得金額が700万円以上900

万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）、次号イ、第15号イ、第16号イ、第17号イ又は第18号イに該当する者を除く。）

(14) 次のいずれかに該当する者 17万300円

ア 合計所得金額が800万円以上900万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）、次号イ、第16号イ、第17号イ又は第18号イに該当する者を除く。）

(15) 次のいずれかに該当する者 18万1,200円

ア 略

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）、次号イ、第17号イ又は第18号イに該当する者を除く。）

(16) 次のいずれかに該当する者 19万5,600円

ア 略

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1

万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）、次号イ、第13号イ又は第14号イに該当する者を除く。）

(12) 次のいずれかに該当する者 15万1,800円

ア 略

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）、次号イ又は第14号イに該当する者を除く。）

(13) 次のいずれかに該当する者 16万5,600円

ア 略

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1

号イ（（1）に係る部分を除く。）、次号イ又は第18号イに該当する者を除く。

(17) 次のいずれかに該当する者 21万100円

ア 略

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）又は次号イに該当する者を除く。）

(18) 次のいずれかに該当する者 22万4,600円

ア 合計所得金額が1,500万円以上2,000万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）

(19) 前各号のいずれにも該当しない者 23万9,100円

2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和6年度から令和8年度までにおける保険料率は、同号の規定にかかわらず、2万600円とする。

3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和6年度から令和8年度までにおける保険料率について準用する。この場合において、前項中「2万600円」とあるのは、「2万7,100円」と読み替えるものとする。

4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和6年度から令和8年度までにおける保険料率について準用する。この場合におい

号イ（（1）に係る部分を除く。）又は次号イに該当する者を除く。

(14) 次のいずれかに該当する者 17万9,400円

ア 略

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）

(15) 前各号のいずれにも該当しない者 19万3,200円

2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度までにおける保険料率は、同号の規定にかかわらず、2万700円とする。

3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度までにおける保険料率について準用する。この場合において、前項中「2万700円」とあるのは、「2万5,800円」と読み替えるものとする。

4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度までにおける保険料率について準用する。この場合におい

て、第2項中「2万600円」とあるのは、「4万9,600円」と読み替えるものとする。

(賦課期日後において第1号被保険者の資格取得、喪失等があった場合)

第11条 略

2 略

3 保険料の賦課期日後に令第39条第1項第1号イ(同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び(1)に係る者を除く。)、ロ若しくはニ、第2号ロ、第3号ロ、第4号ロ、第5号ロ、第6号ロ、第7号ロ、第8号ロ、第9号ロ、第10号ロ、第11号ロ、第12号ロ又は第13号ロに該当するに至った第1号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割りにより算定した当該第1号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から令第39条第1項第1号から第13号までのいずれかに規定する者として月割りにより算定した保険料の額の合算額とする。

4 略

て、第2項中「2万700円」とあるのは、「4万8,300円」と読み替えるものとする。

(賦課期日後において第1号被保険者の資格取得、喪失等があった場合)

第11条 略

2 略

3 保険料の賦課期日後に令第39条第1項第1号イ(同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び(1)に係る者を除く。)、ロ若しくはニ、第2号ロ、第3号ロ、第4号ロ、第5号ロ、第6号ロ、第7号ロ、第8号ロ又は第9号ロに該当するに至った第1号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割りにより算定した当該第1号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から令第39条第1項第1号から第9号までのいずれかに規定する者として月割りにより算定した保険料の額の合算額とする。

4 略

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の第9条の規定は、令和6年度以後の年度分の保険料について適用し、令和5年度分までの保険料については、なお従前の例による。